

誓 約 書

今般、末尾物件に対し農地改良工事を行うにあたり、下記条項を忠実に履行することを誓約いたします。

記

1. 目的のとおり、期間内に完了いたします。
2. 里道、水路などの公共物の境界確認、又は占用、改造などは事前に所定の手続きをします。
3. 水利関係者、隣接関係者とは十分に協議し、同意を得て施行します。
4. 農地改良後において近傍農地に紛争や被害が生じた場合は、誠意をもって話し合い、責任を持って解決をはかります。
5. 未完成放置の場合は、違反転用事件として取り扱われても異議ありません。
6. 産業廃棄物による盛土はしません。
7. 農地法以外の法律、条例、規則などの規制には、責任をもって対処します。
8. 農業委員会からの指導があった場合には、その指示により施行します。
9. 完成後は、完了届を提出します。
10. 本件農地改良工事に伴い、損害、被害が生じた場合(工事車両の出入りを含む)は、誠意をもって話し合い、責任をもって解決(復旧補償)をはかります。

※土地改良届出についての注意点

1. 3年間の耕作維持管理義務(農地としての改良工事のため転用はできません。)
2. 地上げ高の制限は、平坦地についてはおおよそ1m、山間部については2m
3. 施工面積が10a以内であること
4. 施工期間が3か月以内であること

朝倉市農業委員会会長 殿

令和 年 月 日

届 出 人 住 所

氏 名 印

連絡先

工事請負人 住 所

氏 名 印

連絡先

(物件の表示)

朝倉市	字	番	地目	面積	m ²
朝倉市	字	番	地目	面積	m ²
朝倉市	字	番	地目	面積	m ²
合計				筆	m ²